

学校法人 日本大学 寄附行為

昭和26年2月26日認可	昭和55年8月29日 *	平成15年11月27日 *
昭和26年10月16日改正	昭和56年3月31日 *	平成16年3月31日 *
昭和26年11月2日 *	昭和57年4月1日 *	平成17年1月28日 *
昭和27年3月31日 *	昭和57年6月23日 *	平成17年3月9日 *
昭和27年9月26日 *	昭和58年3月24日 *	平成18年3月22日 *
昭和28年8月13日 *	昭和58年9月30日 *	平成18年4月1日 *
昭和29年8月9日 *	昭和59年8月15日 *	平成19年4月1日 *
昭和31年3月9日 *	昭和60年10月2日 *	平成20年7月29日 *
昭和33年7月10日 *	昭和62年8月28日 *	平成21年3月31日 *
昭和36年2月18日 *	昭和62年12月23日 *	平成21年4月1日 *
昭和36年5月30日 *	昭和63年5月26日 *	平成21年10月30日 *
昭和37年11月28日 *	昭和63年6月29日 *	平成22年3月31日 *
昭和38年6月20日 *	昭和63年11月29日 *	平成22年4月1日 *
昭和40年1月25日 *	平成元年9月4日 *	平成23年3月31日 *
昭和41年1月25日 *	平成2年1月19日 *	平成23年4月1日 *
昭和41年2月24日 *	平成2年10月2日 *	平成23年6月3日 *
昭和41年4月1日 *	平成4年3月19日 *	平成24年4月1日 *
昭和43年12月28日 *	平成4年12月21日 *	平成24年10月15日 *
昭和46年2月18日 *	平成5年11月30日 *	平成25年4月1日 *
昭和47年11月9日 *	平成6年8月5日 *	平成25年6月7日 *
昭和49年3月30日 *	平成7年6月2日 *	平成26年6月13日 *
昭和50年10月9日 *	平成7年12月22日 *	平成26年9月26日 *
昭和51年2月26日 *	平成9年5月16日 *	平成27年1月19日 *
昭和51年5月28日 *	平成9年12月19日 *	平成27年3月31日 *
昭和51年10月22日 *	平成10年5月13日 *	平成27年4月1日 *
昭和51年11月10日 *	平成10年12月22日 *	平成28年1月15日 *
昭和52年3月30日 *	平成11年3月23日 *	平成28年4月1日 *
昭和52年5月21日 *	平成11年6月30日 *	平成28年6月3日 *
昭和52年7月15日 *	平成11年12月22日 *	平成29年4月1日 *
昭和52年12月21日 *	平成12年7月19日 *	平成30年6月1日 *
昭和53年3月31日 *	平成12年7月28日 *	令和2年3月17日 *
昭和53年12月25日 *	平成12年12月27日 *	令和2年4月1日 *
昭和54年8月18日 *	平成13年9月28日 *	令和3年6月4日 *
昭和54年9月22日 *	平成15年3月28日 *	
昭和55年3月1日 *	平成15年5月23日 *	

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、学校法人日本大学という。

(事務所の所在地)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都千代田区九段南四丁目 8 番24号（日本大学本部）に置く。

(運営の基本)

第 3 条 この法人の運営は、私立学校法その他の法令に規定するもののほかこの寄附行為の定めるところによる。

第 2 章 目的及び設置する学校

(目 的)

第 4 条 この法人は、教育基本法及び学校教育法並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校・研究所を設置して教育、研究及び保育を行うことを目的とする。

(設置する学校)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の学校を設置する。

1 日本大学
大学院

		法学研究科	新聞学研究科
		文学研究科	総合基礎科学研究科
		経済学研究科	商学研究科
		芸術学研究科	国際関係研究科
		理工学研究科	生産工学研究科
		工学研究科	医学研究科
		歯学研究科	松戸歯学研究科
		生物資源科学研究科	獣医学研究科
		薬学研究科	総合社会情報研究科
		法務研究科	
法学部	第一部	法学科	政治経済学科
		新聞学科	経営法学科
		公共政策学科	
法学部	第二部	法学科	
文理学部		哲学科	史学科
		国文学科	中国語中国文化学科
		英文学科	ドイツ文学科
		社会学科	社会福祉学科
		教育学科	体育学科
		心理学科	地理学科
		地球科学科	数学科
		情報科学科	物理学科
		生命科学科	化学科
経済学部		経済学科	産業経営学科
		金融公共経済学科	
商学部		商業学科	経営学科
		会計学科	
芸術学部		写真学科	映画学科
		美術学科	音楽学科
		文芸学科	演劇学科
		放送学科	デザイン学科
国際関係学部		国際総合政策学科	国際教養学科
危機管理学部		危機管理学科	
スポーツ科学部		競技スポーツ学科	
理工学部		土木工学科	交通システム工学科
		建築学科	海洋建築工学科
		まちづくり工学科	機械工学科
		精密機械工学科	航空宇宙工学科
		電気工学科	電子工学科
		応用情報工学科	物質応用化学科

生産工学部	物理学科 機械工学科 土木工学科 応用分子化学科 数理情報工学科 創生デザイン学科	数学科 電気電子工学科 建築工学科 マネジメント工学科 環境安全工学科
工学部	土木工学科 機械工学科 生命応用化学科	建築学科 電気電子工学科 情報工学科
医学部	医学科	
歯学部	歯学科	
松戸歯学部	歯学科	
生物資源科学部	生命農学科 獣医学科 食品ビジネス学科 海洋生物資源科学科 食品生命学科 応用生物科学科	生命化学科 動物資源科学科 森林資源科学科 生物環境工学科 国際地域開発学科 くらしの生物学科
薬学部	薬学科	
通信教育部		
2 日本大学短期大学部	ビジネス教養学科 建築・生活デザイン学科	食物栄養学科 ものづくり・サイエンス総合学科
3 日本大学高等学校	全日制課程 普通科	
4 日本大学櫻丘高等学校	全日制課程 普通科	
5 日本大学鶴ヶ丘高等学校	全日制課程 普通科	
6 日本大学藤沢高等学校	全日制課程 普通科	
7 日本大学豊山高等学校	全日制課程 普通科	
8 日本大学豊山女子高等学校	全日制課程 普通科	理数科
9 日本大学三島高等学校	全日制課程 普通科	
10 日本大学明誠高等学校	全日制課程 普通科	
11 日本大学山形高等学校	全日制課程 普通科	
12 日本大学習志野高等学校	全日制課程 普通科	
13 日本大学東北高等学校	全日制課程 普通科	
14 日本大学中学校		
15 日本大学藤沢中学校		
16 日本大学豊山中学校		
17 日本大学豊山女子中学校		
18 日本大学三島中学校		
19 日本大学藤沢小学校		
20 日本大学幼稚園		
21 日本大学認定こども園		
22 日本大学医学部附属看護専門学校		看護専門課程
23 日本大学歯学部附属歯科技工専門学校		歯科技工専門課程
24 日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校		歯科衛生専門課程

第 3 章 法人の管理

第 1 節 理事及び理事長

(理事)

第 6 条 この法人に、役員として27人以上36人以内の理事を置く。

(理事長)

第 7 条 理事のうち 1 人は、理事の互選によって理事長となる。

2 理事長は、この法人を代表し、法人の業務を総理する。

3 理事長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ理事長の推薦により理事会の議を経て定められた理事が、理事長の職務を代理し又は代行する。

4 理事長を補佐するため、理事長の推薦により理事会の議を経て、常務理事のうちから副理事長を理事長が任命することができる。

5 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事の選任)

第 8 条 理事の選任は、次の各号による。

① 日本大学学長（以下「学長」という） 1 人

② 理事長の推薦した者 1 人以上 2 人以内

③ 日本大学本部及び日本大学各学部の教職員評議員のうちから選出された者
13人以上17人以内

④ 第24条第 1 項第 8 号に定める評議員のうちから選出された者 6 人以上 8 人以内

⑤ 第24条第 1 項第 9 号に定める評議員のうちから選出された者 6 人以上 8 人以内

2 前項の各号に掲げる者に対し、法人が理事を委嘱する。

3 第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる理事は、在職中とする。

4 理事は、その選任の際、現にこの法人の監事、教職員でない者が含まれていなければならない。

5 理事のうちには、各理事についてその配偶者又は三親等以内の親族が 1 人を超えて含まれることになってはならない。

6 私立学校法第38条第 8 項第 1 号又は第 2 号に掲げる事由に該当する者は、理事になることができない。

(常務理事)

第 9 条 前条第 1 項第 2 号から第 5 号までに掲げる理事のうち若干名は、理事長の推薦により理事会の議を経て常務理事となる。

2 常務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務の一部を分掌する。

(理事の任期)

第10条 理事（第 8 条第 1 項第 1 号に規定する理事を除く。この条中以下同じ）の任期は、3 年とする。ただし、補欠又は補充によって理事となった者の任期は、現任理事の残任期間とする。

2 理事は、再任されることができる。

3 理事は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む）を行う。

(理事の解任及び退任)

第11条 理事が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決により解任することができる。

- ① 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。
- ② 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- ③ 職務上の義務に著しく違反したとき。
- ④ 理事たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 理事は、次の事由により退任する。

- ① 評議員の職を失ったとき。
- ② 任期が満了したとき。
- ③ 辞任
- ④ 死亡
- ⑤ 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事の補充)

第12条 この法人の理事のうちその定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1か月以内に補充しなければならない。

第2節 理事会

(理事会)

第13条 この法人に、理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。ただし、通常業務の範囲に限り、別に定める常務理事会が決定し執行することができる。

3 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、理事総数の2分の1以上から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から10日以内に招集しなければならない。

4 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により事前に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

5 理事会の議長は、理事長とする。

6 理事長が第3項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

7 前項及び第20条第2項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

(定足数、議決方法等)

第14条 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。ただし、第5項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、理事会に付議される事項についてあらかじめ賛否の意思表示を明示した書面をもって、他の理事に委任した者は、出席者とみなす。

3 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 前項の場合には、議長は理事として議決に加わることができない。

- 5 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。
- 6 理事会の議事については、議事の経過及び議決事項を記載した議事録を作成し、議長及び議長の指名する理事2名が署名押印しなければならない。議事録は、事務所に保管する。
- 7 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

(業務決定の特例)

第15条 次の各号に掲げる事項については、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）
- ④ 引当資産の設定、固定資産中の不動産及び引当資産その他重要な資産の処分並びに不動産の取得に関する事項。ただし、各種引当資産の当該目的への処分は除く。
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄に関する事項
- ⑥ 残余財産の処分に関する事項

(理事の待遇)

第16条 理事長・学長・常務理事その他の理事は、理事会の議を経て、別に定める役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ）の支給の基準に基づき報酬を受けることができる。

第3節 学 長

(学 長)

第17条 学長は、この法人の設置する学校の教学に関する事項を統括する。

- 2 学長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ学長の推薦により学部長会議の意見を聴いた上、理事会の議を経て定められた学部長が、学長の職務を代理し又は代行する。
- 3 学長は、別に定める日本大学学長選出規則によって選任する。
- 4 学長の任期は、3年とし、再選を妨げない。ただし、通算3期を超えて学長に選任することはできない。

第4節 監 事

(監事の選任)

第18条 この法人に、役員として3人以上5人以内の監事を置く。

- 2 監事は、理事、評議員、教職員又は役員配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者について、評議員会の同意を得て理事長が選任する。
- 3 第8条第6項の規定は、監事に準用する。
- 4 監事の選任に当たっては、別に定める基準に基づき、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(常任監事)

第19条 監事のうち2人は、互選によって常任となる。

(監事の職務)

第20条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- ① この法人の業務を監査すること。
- ② この法人の財産の状況を監査すること。

- ③ この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - ④ この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - ⑤ 第1号から第3号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、理事会及び評議員会に報告し、又は文部科学大臣に報告すること。
 - ⑥ 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - ⑦ この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第6号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(監事の任期)

第21条 監事の任期は、2年とし、第10条第1項ただし書及び第2項、第3項の規定を準用する。

(監事の解任及び退任)

第22条 監事が第11条第1項各号の規定に該当するに至ったときは、評議員総数の4分の3以上出席した評議員会において、評議員総数の4分の3以上の議決により解任することができる。

2 第11条第2項第2号から第5号までの規定は、監事に準用する。

(監事の待遇)

第23条 第16条の規定は、監事に準用する。

第5節 評議員会及び評議員

(評議員会)

第24条 この法人に、評議員会を置き、次の各号に掲げる評議員100人以上130人以内をもって組織する。

- ① 学 長 1人
- ② 日本大学各学部長 14人以上16人以内
- ③ 日本大学本部部長のうちから選出された者 1人以上4人以内
- ④ 日本大学本部教職員のうちから選出された者 2人
- ⑤ 日本大学各学部、日本大学通信教育部及び日本大学短期大学の教員のうちから選出された者 14人以上19人以内
- ⑥ 日本大学各学部及び日本大学通信教育部の職員のうちから選出された者 12人以上16人以内
- ⑦ 日本大学付属高等学校の教職員のうちから選出された者 2人
- ⑧ この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のもののうちから選出された者 30人以上38人以内
- ⑨ この法人に関係ある学識経験者のうちから選出された者 24人以上32人以内

2 前項各号に掲げる者に対し、法人が評議員を委嘱する。

(評議員の任期)

第25条 評議員（前条第1項第1号及び第2号に規定する評議員を除く。この条中以下同じ）の任期は、3年とする。ただし、補欠又は補充によって評議員となった者の任期は、現任評議員の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了の後でも後任者が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(招集)

第26条 評議員会は、理事長が招集する。ただし、理事長は、評議員総数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に招集しなければならない。

2 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により事前に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

(議長)

第27条 評議員会の議長は、会議の都度評議員の互選で定める。

(会議)

第28条 評議員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年3月及び5月に招集する。

3 臨時会は、理事長が必要と認める場合及びこの寄附行為に別段の定めがある場合において招集する。

(定足数、議決方法等)

第29条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決をすることができない。ただし、第5項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りでない。

2 前項の場合において、評議員会に付議される事項についてあらかじめ賛否の意思表示を明示した書面をもって、他の評議員に委任した者は、出席者とみなす。

3 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は評議員として議決に加わることができない。

5 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

6 評議員会の議事については、議事の経過及び議決事項を記載した議事録を作成し、議長及び議事録署名者2人が署名押印しなければならない。議事録は、事務所に保管する。

(議決事項)

第30条 評議員会は、次の各号に掲げる事項を議決する。

① 予算に関する事項

② 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く）、固定資産中の不動産及びその他重要な資産の処分に関する事項

③ 合併

④ 解散

⑤ 残余財産の処分

⑥ 寄附行為の変更

(諮問事項)

第31条 次の各号に掲げる事項については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- ① 寄附行為施行規則に関する事項
- ② 事業計画
- ③ 事業に関する中期的な計画
- ④ 役員に対する報酬等の支給の基準
- ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑦ その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めた事項

(評議員会の意見具申等)

第32条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は理事若しくは監事の業務執行の状況について、理事若しくは監事に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は理事若しくは監事から報告を徴することができる。

(評議員の解任及び退任)

第33条 評議員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、評議員総数の4分の3以上の議決により解任することができる。

- ① 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - ② 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 評議員は次の事由によって退任する。
- ① 任期の満了
 - ② 第24条第1項第1号から第7号までに規定する評議員は、その職を退いたとき。
 - ③ 辞任
 - ④ 死亡
 - ⑤ 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

第6節 顧 問

(顧 問)

第34条 この法人に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、法人が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の重要な業務に関して理事長又は理事会の諮問に答える。
- 4 顧問の委嘱期間は、1期2年とし、再委嘱を妨げない。ただし、3期までとする。

第7節 協 議 員 会

(協議員会)

第35条 この法人に、特に必要な重要事項について意見を聴くため、協議員会を置くことができる。

- 2 前項の規定により協議員会を置く場合は、次に掲げる協議員をもって組織する。
 - ① この法人の教職員のうちから選出された者 30人以内
 - ② この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢25年以上のものうちから選出された者 30人以内
 - ③ この法人に関係のある学識経験者 30人以内
- 3 前項第1号に規定する協議員は、教職員の地位を退いたときは協議員の職を失うものとする。

- 4 協議員は、理事会において選任し、法人が委嘱する。
- 5 協議員の任期は、2年とする。ただし、補充によって協議員となった者の任期は、現任協議員の残任期間とする。
- 6 協議員は、再任されることができる。
- 7 協議員会は、理事長が必要と認める場合に招集する。
- 8 協議員会の議長は、会議の都度理事長が指名する。

第4章 資産及び会計

(資産)

第36条 この法人の資産は、固定資産及び流動資産とする。

2 次の各号に掲げる収入は、すべて法人の資産とする。

- ① 資産から生ずる果実
- ② 学生生徒等納付金
- ③ 手数料
- ④ 寄附金
- ⑤ 補助金
- ⑥ その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、この寄附行為の定めるところにより、理事長が管理する。ただし、各種引当資産の運用に関する基本的事項については、別に定める引当資産運用委員会の議を経て行う。

(資産処分の制限)

第38条 重要な固定資産は、処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、その一部に限り処分することができる。

(引当資産の保管)

第39条 各種引当資産は、確実な有価証券、確実な銀行への定期預金等として、理事長又はその委任を受けた者が保管する。

(会計処理)

第40条 この法人の会計は、学校法人会計基準（文部省令第18号）及び日本大学経理規程の定めるところに従って処理しなければならない。

(経費の支弁)

第41条 この法人の事業の遂行に要する経費は、第36条第2項に定める資産等によって支弁しなければならない。

(会計年度)

第42条 この法人の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わるものとする。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第43条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において第15条の規定に基づき同意を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5年以上10年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において第15条の規定に基づき同意を得なければならない。これに重要な

変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第44条 この法人は、毎会計年度の終了後2か月以内に、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成し、監事及び公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。

2 理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。その際、理事長は、前項の書類に関する監事の監査報告書及び公認会計士又は監査法人の監査報告書を決算書に添付して提出しなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第45条 この法人は、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員等名簿(理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう)、役員に対する報酬等の支給の基準及び第20条第1項第4号の監査報告書並びに寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて閲覧に供さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第46条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- ① 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき
寄附行為の内容
- ② 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- ③ 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く)を作成したとき これらの書類の内容
- ④ 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

(資産総額の変更登記)

第47条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、年度終了後3か月以内に登記しなければならない。

第5章 合併及び解散

(法人の合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会において評議員総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

(法人の解散)

第49条 この法人は、私立学校法第50条第1項第2号から第6号までに掲げる事由によるほか理事総数の3分の2以上の同意及び評議員総数の3分の2以上の議決によって解散する。

- 2 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認可を受けなければその効力を生じない。
- 3 目的たる事業の成功不能による解散は、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の議決がなければならない。
- 4 前項の事由による解散は、文部科学大臣の認定を受けなければその効力を生じない。

(残余財産の帰属者)

第50条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く）した場合における残余財産の帰属すべき者は、他の学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人のうちから評議員会の議決を経て理事会において選定する。

第 6 章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第51条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第 7 章 補 則

(責任の免除)

第52条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第53条 理事（理事長、学長、常務理事、当該業務を執行したその他の理事又は現にこの法人の教職員である理事を除く）又は監事（以下「非業務執行理事等」という）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、あらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、日本大学学報に掲載し、かつ、日本大学本部掲示場に掲示して行う。

(施行規則)

第55条 この寄附行為の施行規則は、理事会において定める。

附 則

- 1 平成11年6月30日付け及び平成11年12月22日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成12年4月1日から、これを施行する。
- 2 従前の寄附行為により選任された理事・監事・顧問・評議員及び協議員等は、すべてこの寄附行為によって選任されたものとみなす。
- 3 日本大学理工学部交通工学科は、昭和55年4月1日をもって日本大学理工学部交通土木工学科に名称を変更する。
- 4 日本大学医学部附属看護専門学校 看護専門課程を昭和55年4月1日をもって設置する。

- 5 日本大学歯学部附属歯科技工専門学校 専門課程及び日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校 専門課程は昭和55年3月1日をもって日本大学歯学部附属歯科技工専門学校 歯科技工専門課程及び日本大学歯学部附属歯科衛生専門学校 歯科衛生専門課程に名称を変更する。
- 6 日本大学松戸歯学部附属歯科衛生専門学校 専門課程は昭和55年3月1日をもって日本大学松戸歯学部附属歯科衛生専門学校 歯科衛生専門課程に名称を変更する。
- 7 日本大学短期大学部建築科及び機械科は昭和55年8月29日をもって廃止する。
- 8 日本大学藤沢高等学校工業化学科及び電気科は昭和56年3月31日をもって廃止する。
- 9 日本大学三島高等学校土木科・建築科・機械科及び電気科は昭和57年4月1日をもって廃止する。
- 10 事務所の所在地は昭和57年7月3日をもって変更する。
- 11 日本大学大学院国際関係研究科を昭和58年4月1日をもって設置する。
- 12 日本大学理工学部第二部は昭和58年9月30日をもって廃止する。
- 13 日本大学高等学校定時制課程は昭和59年8月15日をもって廃止する。
- 14 日本大学豊山女子中学校を昭和61年4月1日をもって設置する。
- 15 日本大学薬学部を昭和62年12月23日をもって設置する。
- 16 寄附行為第9条第1項第3号により薬学部から選出された理事並びに同第23条第1項第2号、同項第5号、同項第6号及び同項第8号により薬学部から選出された評議員の任期は、他の理事及び評議員の任期の残任期間と同一とする。
- 17 日本大学短期大学部生活環境科を昭和62年12月23日をもって設置する。
- 18 日本大学農獣医学部応用生物科学科を昭和62年12月23日をもって設置する。
- 19 日本大学明誠高等学校定時制課程は昭和63年5月26日をもって廃止する。
- 20 日本大学山形中学校を昭和63年11月29日をもって設置する。
- 21 日本大学短期大学部第一部文科・商経科・家政科及び同第二部商経科は平成2年4月1日をもって日本大学短期大学部第一部文学科・商経学科・生活文化学科及び同第二部商経学科に名称を変更する。ただし、同第一部文科・商経科・家政科及び同第二部商経科は平成元年度以前の入学生が全員卒業するまで存置する。
- 22 日本大学鶴ヶ丘高等学校美術科及び音楽科は平成2年1月19日をもって廃止する。
- 23 日本大学短期大学部第一部建設科・工業技術科・農業科及び生活環境科は平成3年4月1日をもって日本大学短期大学部第一部建設学科・工業技術学科・農学科及び生活環境学科に名称を変更する。ただし、同第一部建設科・工業技術科・農業科及び生活環境科は平成2年度以前の入学生が全員卒業するまで存置する。
- 24 日本大学大学院薬学研究科を平成4年3月19日をもって設置する。
- 25 日本大学工学部情報工学科を平成4年12月21日をもって設置する。
- 26 日本大学理工学部薬学科は平成5年11月30日をもって廃止する。
- 27 日本大学短期大学部第一部文科・商経科・家政科・建設科・工業技術科・農業科・生活環境科及び同第二部商経科は平成6年8月5日をもって廃止する。
- 28 日本大学文理学部応用地学科は平成8年4月1日をもって日本大学文理学部地球システム科学科に名称を変更する。ただし、応用地学科は、第5条第1号の規定にかかわらず、平成8年3月31日に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 29 日本大学芸術学部デザイン学科を平成7年12月22日をもって設置する。
- 30 日本大学生物資源科学部を平成7年12月22日をもって設置する。

- 31 日本大学工学部電気工学科は平成10年4月1日をもって日本大学工学部電気電子工学科に名称を変更する。ただし、電気工学科は、第5条第1号の規定にかかわらず、平成10年3月31日に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 32 日本大学大学院総合基礎科学研究科を平成9年12月19日をもって設置する。
- 33 日本大学理工学部工業化学科は平成11年4月1日をもって日本大学理工学部物質応用化学科に名称を変更する。ただし、工業化学科は、第5条第1号の規定にかかわらず、平成11年3月31日に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 34 日本大学国際関係学部国際交流学科及び国際ビジネス情報学科を平成10年12月22日をもって設置する。
- 35 日本大学大学院グローバル・ビジネス研究科及び総合社会情報研究科を平成10年12月22日をもって設置する。
- 36 日本大学東北高等学校工業化学科は平成11年3月23日をもって廃止する。
- 37 日本大学工学部工業化学科は平成12年4月1日をもって日本大学工学部物質化学工学科に名称を変更する。ただし、工業化学科は、第5条第1号の規定にかかわらず、平成12年3月31日に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 38 日本大学大学院生物資源科学研究科を平成11年12月22日をもって設置する。

附 則

- 1 平成12年7月19日付け文部大臣認可のこの寄附行為は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 日本大学文理学部中国文学科、同応用数学科、日本大学理工学部交通土木工学科、同電子工学科、日本大学生産工学部電気工学科、同工業化学科、同数理工学科及び日本大学短期大学部生活文化学科、同工業技術学科は平成13年4月1日をもって日本大学文理学部中国語中国文化学科、同情報システム解析学科、日本大学理工学部社会交通工学科、同電子情報工学科、日本大学生産工学部電気電子工学科、同応用分子化学科、同数理情報工学科及び日本大学短期大学部食物栄養学科、同基礎工学科に名称を変更する。
- 3 日本大学文理学部中国文学科、同応用数学科、日本大学理工学部交通土木工学科、同電子工学科、日本大学生産工学部電気工学科、同工業化学科、同数理工学科及び日本大学短期大学部生活文化学科、同工業技術学科は、第5条第1号及び第2号の規定にかかわらず、平成13年3月31日に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成12年7月28日から施行する。
- 2 日本大学短期大学部第一部文学科及び第二部商経学科は平成12年7月28日をもって廃止する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成12年12月27日から施行する。
- 2 日本大学東北高等学校土木科は平成12年12月27日をもって廃止する。

附 則

- 1 平成13年9月28日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成14年4月1日から施行する。

- 2 日本大学文理学部独文学科は平成14年4月1日をもって日本大学文理学部ドイツ文学科に名称を変更する。
- 3 日本大学文理学部独文学科は、第5条第1号の規定にかかわらず、平成14年3月31日に在学するものが当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 平成15年3月28日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 日本大学三島中学校を平成15年3月28日をもって設置する。

附 則

- 1 日本大学大学院農学研究科は、平成15年5月23日付けをもって廃止する。
- 2 日本大学文理学部物理生命システム科学科を平成15年5月23日付けをもって設置する。
- 3 日本大学農獣医学部、同農学科・農芸化学科・獣医学科・畜産学科・食品経済学科・林学科・水産学科・農業工学科・食品工学科・拓殖学科及び応用生物科学科は平成15年5月23日付けをもって廃止する。

附 則

- 1 平成15年11月27日付け文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 日本大学大学院法務研究科を平成15年11月27日をもって設置する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成16年3月31日から施行する。
- 2 日本大学東北高等学校建築科・機械科及び電気科は平成16年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成17年1月28日から施行する。
- 2 日本大学大学院総合科学研究科を平成17年1月28日をもって設置する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成17年3月9日から施行する。
- 2 日本大学高等学校商業科は平成17年3月9日をもって廃止する。
- 3 日本大学山形高等学校商業科は平成17年3月9日をもって廃止する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成18年3月22日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 日本大学生産工学部管理工学科は平成18年4月1日をもって日本大学生産工学部マネジメント工学科に名称を変更する。

- 3 日本大学生産工学部管理工学科は、改正後の寄附行為第5条の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 日本大学短期大学部生物資源学科を平成19年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 日本大学法学部第一部管理行政学科及び日本大学生物資源科学部農芸化学科・食品科学工学科は、平成21年4月1日をもって日本大学法学部第一部公共政策学科及び日本大学生物資源科学部生命化学科・食品生命学科に名称を変更する。ただし、日本大学法学部第一部管理行政学科及び日本大学生物資源科学部農芸化学科・食品科学工学科は、改正後の寄附行為第5条第1号の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 3 日本大学生産工学部環境安全工学科及び創生デザイン学科を平成21年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 平成20年7月29日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 日本大学藤沢中学校を平成21年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 日本大学短期大学部農学科は平成21年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 平成21年10月30日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 日本大学大学院新聞学研究科を平成22年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 平成21年10月30日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 日本大学大学院知的財産研究科を平成22年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 日本大学経済学部第一部金融公共経済学科を平成22年4月1日をもって設置する。
- 3 日本大学工学部物質化学工学科及び日本大学生物資源科学部食品経済学科は、平成22年4月1日をもって日本大学工学部生命応用化学科及び日本大学生物資源科学部食品ビジネス学科に名称を変更する。ただし、日本大学工学部物質化学工学科及び日本大学生物資源科学部食品経済学科は、改正後の寄附行為第5条第1号の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該学科に在学する者が当

該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 日本大学短期大学部生活環境学科は平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 日本大学国際関係学部国際総合政策学科及び国際教養学科を平成23年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 日本大学文理学部応用物理学科は平成23年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成23年6月3日（理事会承認の日）から施行する。
- 2 日本大学薬学部生物薬学科は平成23年6月3日（理事会承認の日）をもって廃止する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 日本大学短期大学部建設学科、基礎工学科及び応用化学科は、平成24年4月1日をもって日本大学短期大学部建築・生活デザイン学科、ものづくり・サイエンス総合学科及び生命・物質化学科に名称を変更する。ただし、日本大学短期大学部建設学科、基礎工学科及び応用化学科は、第5条第2号の規定にかかわらず平成24年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成24年10月15日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 日本大学文理学部社会福祉学科並びに日本大学理工学部まちづくり工学科及び応用情報工学科を平成25年4月1日をもって設置する。
- 3 日本大学文理学部情報システム解析学科並びに日本大学理工学部社会交通工学科及び電子情報工学科は、平成25年4月1日をもって日本大学文理学部情報科学科並びに日本大学理工学部交通システム工学科及び電子工学科に名称を変更する。ただし、日本大学文理学部情報システム解析学科並びに日本大学理工学部社会交通工学科及び電子情報工学科は、第5条第1号の規定にかかわらず平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 日本大学短期大学部商経学科は、平成25年4月1日をもって日本大学短期大学部ビジネス教養学科に名称を変更する。ただし、日本大学短期大学部商経学科は、第5条第2号の規定にかかわらず平成25年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成25年6月7日（理事会承認の日）から施行する。
- 2 日本大学法学部第二部新聞学科は平成25年6月7日（理事会承認の日）をもって廃止する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成26年6月13日（理事会承認の日）から施行する。
- 2 日本大学法学部第二部政治経済学科は平成26年6月13日（理事会承認の日）をもって廃止する。

附 則

- 1 この寄附行為は、文部科学大臣認可の平成26年9月26日から施行する。
- 2 日本大学山形中学校は平成26年9月26日をもって廃止する。

附 則

- 1 平成27年1月19日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 日本大学藤沢小学校を平成27年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 日本大学大学院総合科学研究科及び日本大学大学院グローバル・ビジネス研究科は平成27年3月31日をもって廃止する。
- 3 日本大学生物資源科学部くらしの生物学科を平成27年4月1日をもって設置する。
- 4 日本大学生物資源科学部植物資源科学科は、平成27年4月1日をもって日本大学生物資源科学部生命農学科に名称を変更する。ただし、日本大学生物資源科学部植物資源科学科は、第5条第1号の規定にかかわらず平成27年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 日本大学危機管理学部及び日本大学スポーツ科学部は平成28年4月1日をもって設置する。

附 則

- 1 平成28年1月15日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

- 平成28年4月1日施行のこの寄附行為により、増員になった理事の任期については第10条第1項ただし書を、増員になった評議員の任期については第25条第1項ただし書をそれぞれ準用する。

附 則

- この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。
- 日本大学文理学部地球システム科学科及び物理生命システム科学科は、平成28年4月1日をもって日本大学文理学部地球科学科及び生命科学科に名称変更する。ただし、日本大学文理学部地球システム科学科及び物理生命システム科学科は、第5条第1号の規定にかかわらず平成28年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- この寄附行為は、平成28年6月3日（理事会承認の日）から施行する。
- 日本大学経済学部第二部経済学科及び日本大学短期大学部生物資源学科は平成28年6月3日（理事会承認の日）をもって廃止する。

附 則

- 平成29年4月1日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年4月1日から施行する。
- 日本大学認定こども園を平成29年4月1日をもって設置する。

附 則

- この寄附行為は、平成30年6月1日（理事会承認の日）から施行する。
- 日本大学大学院知的財産研究科並びに日本大学国際関係学部国際関係学科、国際文化学科、国際交流学科及び国際ビジネス情報学科は平成30年6月1日（理事会承認の日）をもって廃止する。

附 則

令和2年3月17日文科科学大臣認可のこの寄附行為は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- この寄附行為は、令和3年6月4日（理事会承認の日）から施行する。
- 日本大学短期大学部生命・物質化学科は令和3年6月4日（理事会承認の日）をもって廃止する。